

平成 30 年度離職した介護人材の再就職準備金貸付制度 募集要領

この貸付金制度は、介護職員※として 1 年以上勤務していた有資格者（介護福祉士・実務者研修もしくは初任者研修修了者等）が、介護職員として再就職する際に、必要な費用を貸し付けし、その再就職日から引き続き 2 年間、大阪府内の社会福祉施設等で介護職員として週 20 時間以上勤務すれば、返還が免除となる貸付制度で、大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という）が実施します。

※この制度での介護職員とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第 1 号訪問事業若しくは第 1 号通所事業を実施する事業所において従事する介護職員です。

この制度でいう「返還免除対象業務」は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において週 20 時間以上、介護職員として従事する業務を指します。

申請について

1. 貸付対象者

下記要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が法第 2 条第 2 項に規定する介護等の業務である者（以下「介護職員」という。）として、実務経験を 1 年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に 180 日以上）有する者。
- ② 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ・介護福祉士
 - ・介護福祉士実務者研修
 - ・介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修 1 級課程、2 級課程を含む）
- ③ 介護職員として週 20 時間以上勤務することとなった者。
- ④ 直近の介護職員としての離職日から、再就職する日までの間に、予め、大阪福祉人材支援センターに氏名及び住所等の求職登録もしくは「離職した介護福祉士等の届出制度」による届出を行っている者。
 - ★離職した介護福祉士等の届出制度の登録方法はホームページおよび同封のチラシをご覧ください。

2. 貸付限度額

金 400,000 円以内（申請は千円単位）

再就職に関連する必要な費用をお申込みいただけます。

※貸付対象となる経費の一例（生活費は対象となりません）

子どもの預け先を探す際の活動費 転居を伴う場合の費用

介護に係る軽微な情報収集や学び直し（講習会・書籍など）にかかる費用、国家試験の受験手数料など

被服費（業務に関する道具を入れる鞆、靴など） 通勤用の自転車・バイクの購入費

3. 貸付回数 1人につき1回

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請に必要な書類 ※必要な様式は府社協まで資料請求してください。

申請者は次の書類を府社協に郵送（特定記録または簡易書留郵便を使用）もしくは直接提出してください。

- ① 離職した介護職員の再就職準備金貸付申請書（以下、「申請書」という）（様式第1-1号）
- ② 申請者を含む世帯全員の記載された住民票（申請日より前3カ月以内に発行されたものでマイナンバーが記載されていないもの）
- ③ 実務経験証明書（様式第20-1号）
- ④ 資格証明書（写し）
- ⑤ 採用（予定）証明書（様式第2号）
- ⑥ 連帯保証人が個人の場合は収入を証明するもの（市町村の住民税課税証明書、源泉徴収票(写し)など）
- ⑦ 連帯保証人が法人の場合は連帯保証に同意する旨が議決された理事会（取締役会）の議事録（写し）その他必要な書類。ただし、府社協の事前審査を受けていることが必要です。必要な書類については府社協までお問い合わせください。

6. 平成30年度の募集期間と定員

募集期間は平成30年4月1日～平成31年3月20日（必着）です。

再就職に必要な費用を貸し付けますので、返還免除対象業務に再就職が内定したときから概ね3カ月以内に申し込むことができます。

募集定員は年間概ね1,000人としますが、申請状況によって変更する場合があります。

7. 申請に関する留意点

- ① 離職した介護人材の再就職準備金貸付は、大阪府内において継続して2年間、返還免除対象業務に従事しなければ返還義務が生じることを、申請者及び連帯保証人が十分に認識していただき、自筆で署名・捺印してください。
- ② 連帯保証人が1名必要です。
 - ◎個人の場合
 - ・下記の(㉞)・(㉟)・(㊱)の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

㉞独立した生計を営んでいる。㉟申請日において年齢が65歳未満である。㊱安定した収入がある。
 - ・日本国内に居住する成年の者に限ります。生活福祉資金等、各都道府県社会福祉協議会が実施している貸付金の連帯保証人となっている方、過去に生活福祉資金等の貸付を受けて、返還している場合で、その返済を滞納している方は連帯保証人となることはできません。
 - ・複数の貸付に対して同一人が連帯保証人になることはできません。また、申請者同士が互いに連帯保証人となることはできません。
 - ◎法人の場合
 - ・府社協において事前審査を受けていること（事前審査の手続及び要件については府社協にお問い合わせください）。
- ③ 未成年者が申請する場合は、親権者の同意が必要です。申請様式が異なりますので、府社協へお問い合わせください。

貸付について

1. 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否を決定し、結果を郵送にて通知します。

2. 貸付決定後の手続き

貸付の決定を受けた方は、決定通知を受けた日から14日以内に以下の書類を府社協に提出してください。郵送の場合は、簡易書留または特定記録郵便をご利用ください。

- ① 離職した介護人材の再就職準備金借用証書（様式第5号）
※収入印紙（10万円以内は200円、10万1千円以上40万円以内は400円）を貼り付け
- ② 誓約書（様式第4号）
- ③ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（契約日より前3カ月以内発行されたもの）
- ④ 貸付金振込口座届出書
- ⑤ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）

3. 貸付決定後の取扱い

借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえで、貸付を行います（一括で貸付）。

貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。

- ① 借受人であることを辞退したとき。
- ② 死亡・心身の故障のため、返還免除対象業務に従事する見込みがなくなったとき。
- ③ 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- ④ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

貸付後の手続き

1. 報告・申請

貸付後は以下の報告・申請に係る書類を提出してください。

〔1〕就職したとき

①返還猶予申請書 ②業務開始届

〔2〕就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）

①現況報告書 ②従事期間証明書（様式第16号）

〔3〕就職して2年経過したとき（返還猶予2年目及び返還免除申請時）

①再就職準備金返還免除申請書（様式第7号） ②現況報告書 ③従事期間証明書（様式第16号）

【その他】

◎現況報告書の提出については、該当する時期に府社協より、提出様式を送付しますので、必ず提出してください。提出がない場合、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求することがあります。

◎業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（様式第15号）に業務従事期間証明書（様式第16号）を添えて、直ちに府社協に届け出てください。

◎転職や休職（出産等）の場合はすみやかに府社協に連絡してください。

2. 返還猶予

次の場合は、その事由が継続している間、申請により返還が猶予されます。

- ① 大阪府内において返還免除対象業務に従事しているとき。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3. 返還免除

次の場合は返還債務の全部が免除となります。

- ① 借受人が、返還免除対象業務に従事した日から、引き続き2年間従事したとき。
- ② 返還免除対象業務に従事している期間内に、労働災害の認定を受け、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。
- ③ ①において、災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、業務に従事できなかった期間は算入しません。なお、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事したときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、返還免除対象業務の従事期間に算入します。

※返還免除対象業務に従事した期間が2年に満たない場合であっても、1年以上の期間、返還免除対象業務に従事した場合は、返還の一部が免除となります。

4. 返還

返還免除や返還猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。

また、借り受けた本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

★返還となる場合

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②大阪府内において返還免除対象業務に従事しなくなったとき。
- ③大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(1) 返還期間

返還事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6ヵ月以内に一括もしくは分割により返還していただきます。

例) 貸付額 400,000 円が返還になった場合 ⇒ 月々の返済額 約 66,666 円×6 ヵ月分

(2) 返還方法

原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社（りそな決済サービス株式会社）を通じて、自動振替します。返還完了後、再就職準備金借用証書をお返しします。

(3) 延滞利息

正当な理由なく、返還事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6ヵ月以内に返還されなかったときは、その翌日から返還日までの日数に応じて、年5%の延滞利息を返還金と併せて支払っていただきます。

申請に関する問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 再就職準備金貸付担当

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6776-2943 (平日9:00~17:00受付) Fax.06-6761-5413

(ホームページ) <http://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter> 申請書など様式の資料請求はコチラ→

